

## 第 8 8 3 回教育委員会定例会会議録

1 招集日時 平成 2 8 年 8 月 1 0 日 (水) 午後 1 時 3 0 分

2 招集場所 教育委員会会議室

3 出席者 高橋教育長, 伊藤委員, 佐竹委員, 遠藤委員, 奈須野委員, 齋藤委員

### 4 説明のため出席した者

鈴木教育監兼教育次長, 志子田参事兼総務課長, 伊藤教育企画室長, 菊田参事兼福利課長, 山本教職員課長, 清元参事兼義務教育課長, 門脇特別支援教育室長, 岡高校教育課長, 横山参事兼施設整備課長, 佐藤スポーツ健康課副参事, 鎌田全国高校総体推進室長, 新妻生涯学習課長, 田村全国高校総合文化祭推進室長, 山田技術参事兼文化財保護課長 外

5 開 会 午後 1 時 3 0 分

### 6 第 8 8 2 回教育委員会会議録の承認について

教 育 長 (委員全員に諮って) 承認する。

### 7 第 8 8 3 回宮城県教育委員会定例会会議録署名委員の指名, 議事日程について

教 育 長 齋藤委員及び佐竹委員を指名する。  
本日の議事日程は, 配付資料のとおり。

## 8 秘密会の決定

### 6 議事

第 1 号議案 宮城県教育委員会指定管理者選定委員会委員の人事について

第 4 号議案 宮城県教育振興審議会委員の人事について

第 5 号議案 職員の人事について

第 6 号議案 平成 2 9 年度使用宮城県立中学校教科用図書採択について

第 7 号議案 宮城県総合運動場指定管理者選定委員会委員の人事について

教 育 長 6 議事の第 1 号議案及び第 4 号議案ないし第 7 号議案については, 非開示情報等が含まれているため, その審議等については秘密会としてよろしいか。

(委員全員に諮って) これらの審議については, 秘密会とする。

秘密会とする第 5 号議案については, 本日速やかに処理する必要があるため, 先に第 5 号議案を審議することとし, 残る案件は, 9 の次回教育委員会開催日程の決定後に説明を受けることとしてよろしいか。

(委員全員異議なし)

※ 会議録は別紙のとおり (秘密会のため非公開)

## 9 専決処分報告

### (1) 平成 2 9 年度使用県立特別支援学校教科用図書採択について

(説明者: 鈴木教育監)

「平成 2 9 年度使用県立特別支援学校教科用図書採択について」御説明申し上げます。

資料は, 1 ページから 9 ページである。

平成 2 9 年度に特別支援学校で使用する学校教育法附則第 9 条の規定による教科用図書いわゆる一般図書については, 文部科学省の通知及び 6 月の教育委員会で御報告申し上げた, 図書の記述内容や表現・体裁等に係る本県としての採択基準に基づき, 各特別支援学校において, 教育委員会で作成した選定資料を参考と

して、候補となる図書の選定を行ったところである。

その後、県教育委員会において、各学校から示された候補となる教科用図書を集約し、大学教授や各障害種の特別支援学校長で構成された教科用図書採択検討会議における議論を経て、今般、3ページから9ページに記載のとおり、平成29年度に使用する教科用図書の採択一覧としてまとまったところである。

これらについては、いずれも各特別支援学校において、児童生徒の障害の実態等に応じた指導を進めるために適切なものと認められることから、教育長に対する事務の委任等に関する規則第2条第1項第6号の規定により、平成28年8月3日付けで採択を専決処分したので、同条第2項の規定により御報告するものである。

なお、今年度の一般図書の採択では、小学部用として家庭科に関する内容を学習することができる図書1点、中学部用として国旗等、新しい内容に更新された地図帳2点、豊かな色彩感覚を育む指導に適した絵本1点を新たに加え、小学部用が70点、中学部用が37点、高等部用が36点の計143点となっている。

本件については、以上である。

( 質 疑 ) 質疑なし

## 10 議事

### 第2号議案 平成28年度政策評価・施策評価について

### 第3号議案 宮城県教育振興基本計画に係る点検及び評価について

教 育 長 第2号議案及び第3号議案については、関連があることから、一括して説明を受けることとし、質疑はその後に行うこととする。

(説明者：西村教育次長)

第2号議案について、御説明申し上げる。

資料は、5ページと別冊資料及び参考資料1から4である。

はじめに、参考資料1の1ページを御覧願いたい。

1の「趣旨」であるが、県の「行政活動の評価に関する条例」第13条の規定により、教育委員会はその所掌に係る政策、施策及び事業について、知事が行う評価に準じて評価を行うこととされており、この度、この条例に基づき、平成27年度における宮城の将来ビジョン及び宮城県震災復興計画の2つの長期計画に係る政策・施策及び事業について、参考資料2の評価結果一覧に記載している目標指標の達成度などに基づいて政策評価・施策評価を実施した。

次に、2の「政策評価・施策評価の方法について」であるが、評価に当たっては、知事部局と同様に教育委員会内の各担当課室において、平成27年度事業の評価を行い、これを基に、政策・施策の自己評価を行った。

また、県が行った自己評価については、外部有識者で構成される「宮城県行政評価委員会」の審議を経て、7月26日に参考資料3のとおり答申を受けたところであり、今回、行政評価委員会の意見を反映した県教育委員会としての最終的な評価結果の案を、別冊資料のとおり取りまとめたところである。

なお、参考資料4には施策ごとの目標指標の推移をまとめており、対前年の実績値増減を矢印で示している。

次に、3の「政策評価・施策評価の結果について」であるが、参考資料2を御覧願いたい。

上の表が「宮城の将来ビジョン」に係る評価結果、下の表が「宮城県震災復興計画」に係る評価結果である。

政策評価については、教育庁が評価を担当する「宮城の将来ビジョン」の政策7「将来の宮城を担う子どもの教育環境づくり」を「やや遅れている」、宮城県震災復興計画の政策6「安心して学べる教育環境の確保」を「概ね順調」と評価している。

次に、施策評価については、教育庁が評価を担当する8つの施策のうち、施策14「家庭・地域・学校の協働による子どもの健全な育成」、施策15「着実な学力向上と希望する進路の実現」、施策16「豊かな心と健やかな体の育成」、施策23「生涯学習社会の確立とスポーツ・文化芸術の振興」の4つの施策を「やや

遅れている」、その他の4つの施策を「概ね順調」と評価しており、昨年度の評価から「やや遅れている」が2件増えている。

なお、行政評価委員会からの答申については、「評価の理由」に一部不十分な点が見られるとの意見が付されたものもあったが、政策・施策ともに評価は「適切」又は「概ね適切」と判断されており、県の自己評価の結果は妥当であるとの判定を受けている。

この評価結果については、本日の教育委員会で決定された後、震災復興・企画部において、知事ほか、他の実施機関の評価結果と合わせて評価書にまとめられ、政策・財政会議での審議を経て、9月県議会に提出される予定となっている。

最後に、参考資料1の2ページを御覧願いたい。

4の「宮城の将来ビジョン及び宮城県震災復興計画の今後の推進に当たって」であるが、今回の結果により示された課題等を踏まえて、「志教育」の一層の推進に取り組むほか、確かな学力の定着や体力・運動能力の向上に取り組み、宮城の将来を担う人材の育成を図ってまいる。また、子どもたちの基本的な生活習慣の定着促進や防災教育をはじめとした学校安全教育の系統的な実施等に取り組み、学校・家庭・地域の協働による教育を推進してまいる。

さらに、学校施設等の復旧・再建や児童生徒の心のケア、いじめ・不登校等の問題を解決するための生徒指導体制・教育相談体制の充実を図り、児童生徒等が安心して学べる教育環境の整備を推進していくほか、県民が豊かな生活を送るための生涯学習・文化・スポーツ活動の推進に取り組んでまいる。

なお、詳細については、教育企画室長から御説明申し上げる。

#### (説明者：教育企画室長)

引き続き、私からは、別冊資料について、行政評価委員会からの答申を受けて修正した箇所を中心に御説明申し上げます。

はじめに、「宮城の将来ビジョン」の施策について御説明申し上げます。

別冊資料の1ページを御覧願いたい。

施策14「家庭・地域・学校の協働による子どもの健全な育成」については、委員会から「より具体的・短期的な課題と対応方針を示す必要がある」との意見が付されたことから、4ページの下線を付した部分を追記することとし、ルルブルやスマートフォン等の使用、さらには、みやぎ教育応援団について、それぞれ具体的な課題や対応を追記している。

次に、12ページ、施策15「着実な学力向上と希望する進路の実現」については、「ICTを活用した授業スタイル「MIYAGI Style」の普及・定着に向けた取組について、より具体的な課題と対応方針を示す必要がある」との意見が付されたことから、16ページの表の一番下になるが、各種研修会や学校長会議等での周知のほか、県ホームページや「YOUTUBE」への掲載など、普及・定着に向けた具体的な内容を追記している。

また、「学力向上策の取組について県民に分かりやすく示す必要がある」との意見が付されたことから、16ページ中段になるが、算数・数学の学力向上対策として作成した「算数・数学ステップ・アップ5」の実践化・自校化の推進や「実践事例集」の作成について追記している。

次に、17ページ、施策16「豊かな心と健やかな体の育成」については、「目標指標を補完するようなデータや取組を用いて成果の把握に努めるなど、施策の成果をより分かりやすく示す必要がある」との意見が付されたことから、20ページの表に、スクールカウンセラーの配置・派遣状況やスクールソーシャルワーカーの配置拡充とその成果について追記している。

次に、22ページを御覧願いたい。

施策17「児童生徒や地域のニーズに応じた特色ある教育環境づくり」については、「外部評価に、地域との連携や協働等の新たな取組も入れ込むことについて言及する必要がある」との意見が付されたことから、25ページの下線部のおり、高等学校におけるパートナーシップ会議等の地域に根ざした教育活動を展開するための組織の設置について追記している。

次に、26ページ、施策23「生涯学習社会の確立とスポーツ・文化芸術の振興」については、「目標指標

を補完するようなデータや取組を用いて、施策の成果をより具体的に示す必要がある」との意見が付されたことから、29ページの下線部のとおり、県図書館における震災関連資料の収集状況、スポーツ指導者の育成状況、「宮城ヘルシーふるさとスポーツ祭」開催の成果などを追記している。

次に、30ページを御覧願いたい。

委員会から「目標指標を達成するための課題と対応方針について具体的に示す必要がある」との意見が付されたことから、表の中段になるが「公立図書館等における県民一人当たりの図書資料貸出数」の増加に向けて、読み聞かせボランティアなどの担い手の育成や見学ツアーなど県図書館の来館者の増加につながる取組の推進について追記している。

次に、「宮城県震災復興計画」の施策について御説明申し上げる。

35ページの施策1「安全・安心な学校教育の確保」については、「目標指標の分析に加えて、学校評価やスクールカウンセラーのニーズ、教育相談についてもその実績値の分析を行い、施策の評価として分かりやすく示す必要がある」との意見が付されたことから、39ページの表の下線部になるが、スクールカウンセラーによる教育相談の実績や分析評価等を追記している。

次に、40ページを御覧願いたい。

中段の下線部になるが、委員会から、「沿岸被災地において、長時間のバス通学をしている児童生徒の学習への影響や心のケア等の対応についても、課題と対応方針を示す必要がある」との意見が付されたことから、養護教諭やスクールカウンセラーと連携した健康状況の把握や心のケア、放課後を活用した学習支援等について追記している。

最後に、44ページ、施策3「生涯学習・文化・スポーツ活動の充実」については、「未だに校庭等に仮設住宅のある沿岸被災地における児童生徒の遊び場や運動場の確保、スクールバスの登下校の長時間化等についても、課題と対応方針を示す必要がある」との意見が付されたことから、46ページの一番下になるが、狭い場所でも実施可能な運動方法の工夫を指導する研修会の実施などを追記している。

以上が、第2号議案の概要である。

#### (説明者：西村教育次長)

引き続き、第3号議案について、御説明申し上げます。

資料は、6ページと別冊報告書及びA3判の参考資料1と2である。

はじめに、資料6ページを御覧願いたい。

「宮城県教育振興基本計画に係る点検及び評価について」であるが、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第26条第1項の規定により、教育委員会は毎年、教育に関する事務の管理及び執行の状況について、点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に報告することとされている。

このたび、平成27年度における状況について、別冊資料のとおり「宮城県教育振興基本計画の点検及び評価に関する報告書」を作成し、議会に報告するものである。

次に、参考資料1を御覧願いたい。

この資料は、「宮城県教育振興基本計画」と、第2号議案の政策評価・施策評価の対象となった「宮城の将来ビジョン」と「宮城県震災復興計画」との対応関係を示している。

御覧のとおり、中央の教育振興基本計画における「基本方向」と、右側の宮城の将来ビジョン、左側の震災復興計画における「施策」は互いに対応関係にあることから、点検・評価に当っては、第2号議案で御説明した「政策評価・施策評価」と一体的に実施するとともに、点検・評価の客観性を担保するために、宮城県行政評価委員会から指摘された宮城の将来ビジョンと宮城県震災復興計画の「教育施策」に関する意見等を踏まえながら、点検・評価を実施した。

次に、参考資料2を御覧願いたい。

この資料は、点検・評価の結果案の一覧である。

資料の左側に記載している6つの基本方向のうち、基本方向1「学ぶ力と自立する力の育成」、基本方向2「豊かな人間性や社会性、健やかな体の育成」、基本方向5「家庭・地域・学校が協働して子どもを育てる環境づくり」、基本方向6「生涯にわたる学習・文化・スポーツ活動の推進」を「やや遅れている」、その他の

2つの基本方向を「概ね順調」と評価しており、昨年度に比べて、「やや遅れている」が3件増えている。

また、資料の中央に記載している26の取組については、「概ね順調」が21件、「やや遅れている」が5件となっており、昨年度に比べて、「やや遅れている」が2件増えている。

以上のことから総合的に判断し、「宮城県教育振興基本計画」の成果としては「やや遅れている」と考えている。

なお、今回の点検・評価の結果を踏まえ、本県教育の再生・発展に向けて、宮城の将来ビジョンや宮城県震災復興計画との一体性に配慮しながら、各種教育施策の一層の推進に取り組んでまいりたいと考えている。詳細については、教育企画室長から御説明申し上げる。

(説明者：教育企画室長)

引き続き、参考資料2を御覧願いたい。

「6つの基本方向」と「26の取組」の評価結果については、ただ今、教育次長から説明したとおりであるが、私からは、それぞれの評価の理由について、その概要を御説明申し上げます。

はじめに、基本方向1「学ぶ力と自立する力の育成」については、5つの取組のうち、「概ね順調」が4件、「やや遅れている」が1件と評価したが、取組2「基礎的な学力の定着と活用する力の伸長」の目標指標である「全国平均正答率とのかい離」が小・中学生ともに前年度に比べて大きくなり、達成度も低い水準にとどまっていることから、学力向上に向けた取組を一層推進していく必要があることなどを総合的に勘案し、基本方向1の全体の評価を「やや遅れている」と評価した。

次に、基本方向2「豊かな人間性や社会性、健やかな体の育成」については、5つの取組のうち、「概ね順調」が3件、「やや遅れている」が2件と評価したが、取組1「感性豊かでたくましい心を持つ子どもの育成と支援」の目標指標である「不登校児童生徒の在籍者比率」と取組2「健康な体づくりと体力・運動能力の向上」の目標指標である「児童生徒の体力・運動能力調査における体力合計点の全国平均値とのかい離」の達成度がいずれも低い水準にとどまっていることから、本県の喫緊の課題である不登校対策や体力・運動能力の向上に向けた取組を一層推進していく必要があることなどを総合的に勘案し、基本方向2の全体の評価を「やや遅れている」と評価した。

次に、基本方向3「障害のある子どもへのきめ細かな教育の推進」については、2つの取組ともに「概ね順調」と評価したことから、基本方向3の全体の評価も「概ね順調」と評価している。このうち、取組1「一人一人の教育的ニーズに応じた特別支援教育の推進」については、目標指標である「特別支援学校の幼稚園、小学校、中学校、高校に対する支援活動の実施回数」が前年度実績を大きく上回ったほか、岩沼高等学園川崎キャンパスや女川高等学園の開校準備を着実に進めたことなどから、「概ね順調」と評価した。

次に、基本方向4「信頼され魅力ある教育環境づくり」については、7つの取組ともに「概ね順調」と評価したことから、基本方向4の全体の評価も「概ね順調」と評価している。このうち、取組2「開かれた学校づくりの推進」については、目標指標である「外部評価を実施する学校の割合」と「学校外の教育資源を活用している高校の割合」が目標を達成しているほか、「学校評価研修会に参加する学校の割合」が前年度実績を大きく上回ったことなどから、「概ね順調」と評価した。

次に、基本方向5「家庭・地域・学校が協働して子どもを育てる環境づくり」については、3つの取組のうち、「概ね順調」が2件、「やや遅れている」が1件と評価したが、取組1「親の『学び』と『子育て』を支える環境づくり」の目標指標である「朝食を欠食する児童の割合」と「保育所入所待機児童数」がともに前年度実績を上回り、達成度も低い水準にとどまっていることから、改善に向けた取組を一層推進していく必要があることなどを総合的に勘案し、基本方向5の全体の評価を「やや遅れている」と評価した。

最後に、基本方向6「生涯にわたる学習・文化・スポーツ活動の推進」については、4つの取組のうち、「概ね順調」が3件、「やや遅れている」が1件と評価したが、重点的取組である取組3「生涯スポーツ社会の実現に向けた環境の充実」の目標指標である「総合型地域スポーツクラブの市町村における育成率」の達成度が低い水準にとどまっていることや、「概ね順調」と評価した取組1の目標指標についても達成度がすべて低下していることなどを総合的に勘案し、基本方向6の全体の評価を「やや遅れている」と評価した。

なお、6つの基本方向と26の取組における、より具体的な「評価の理由」や「課題と対応方針」につい

ては、別冊報告書に記載のとおりである。

以上、第2号議案、第3号議案について、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

( 質 疑 )

高橋教育長 全体としては昨年度の評価よりも少し下がっており、まだまだ改善の余地が多くあるということである。

伊藤委員 第2号議案の参考資料1の2ページ、点線の囲みの中にある「(4) 県の自己評価に対する行政評価委員会の判定区分」は、大変重要な部分であると思う。

県が自己評価で示した課題と対応方針について、行政評価委員会から付された意見については、しっかりと着実に前に進めていただきたい。

佐竹委員 昨年度の評価よりも下がった項目について、力を入れていくことも必要であると思うが、この評価は何年か継続して見ることによって、より明らかな改善点が見えてくると思う。

第3号議案の別冊資料24ページ、「基本方向2 豊かな人間性や社会性、健やかな体の育成」の基本方向に「外遊び」の記述が少しだけあるが、以前は、体力や豊かな感性の項目の部分に、もっと「外遊び」の記述があったと思う。体力や感性については、「外遊び」を前面に出していても良いと思う。

県教委ではルルブル運動や長なわ跳びなどの取組を進めているが、自然体で自然の遊びや普段の生活の中から遊びを見つけ、外遊びをもっと実生活に即したものにすることで、基本的な体力やメンタルの調整もできると思う。外遊びの記述がもっとあって良いと思うので、もう一度見直す必要があるのではないかなと思う。

先月、福島で開催された北部ブロック教育委員協議会の会議で、北海道、新潟、東北各県の教育委員と「これからの子どもたちに何が必要か」について意見交換をした際、「外遊びが必要だ」と話したところ、皆さんから同意を得た。県によっても様々で、秋田県では外遊びは当たり前で、外遊びは両親や祖父母などから教えてもらうと話していた。

外遊びの推進をわざわざ入れなければならない状況は少し残念な感じがする。普段の生活の中の一環としてあることで、いろいろと相乗効果をもたらすのに、少しずつ見えなくなってしまっているのかなと思う。

先日行われた市町村教委との教育懇話会で意見交換した「第2期宮城県教育振興基本計画(素案)」の中にも出てこない。

ルルブルや縄跳びの取組は素晴らしいと思うが、もっと簡単に普段の生活の中に「外遊び」を取り入れていただきたい。体力向上の項目でなくても、生涯学習の項目でも良いので、家庭や地域でもそうした取組をすすめていただきたい。

遠藤委員 教育振興基本計画の点検及び評価に関する報告書の40、41ページには、3つの指標があり、それぞれ「B」「A」「B」と評価されているが、10年にわたって評価しており、評価期間が非常に長いのではないかなと思う。

教育施策の効果がどのように表れるかという点では、10年間を見通すのは良いと思うが、その間、例えば、特別支援教育の将来構想も変更されており、特別支援を取り巻く状況も、発達障害の子どもが通常の学級にも多くいることが分かり、その後の対策が進んでいることも考えると、10年という期間ではなく、もっと短い期間で評価をして、指標も変更できるようにした方が、より現実に即した評価になるのではないかなと思う。

もう1点。66、67ページの「朝食を欠食する児童の割合」は、2%の目標値に対して実績値は3.7%であり、100人中3、4人の家庭に問題があるということである。それを2人まで減らすことを目指しているというのは、かなり厳しい目標設定ではないかなと思う。100人中96、97人はきちんと朝食を食べており、残りの3、4人をターゲットとした目標設定となっているので、今後もC評価が続いていくのではない

かと思う。

先程の特別支援教育についても同様であるが、目標設定の仕方をその項目のモデルとなるような評価項目設定を考えていけば良いのではないかと思う。

第2号議案、第3号議案の別冊資料については、1ページ目に数値による評価、次ページに評価の理由が書いてあるが、1ページで補えなかった分が2ページの評価の理由に詳しく書いてあり、評価項目に出てこない事業内容などが評価理由に分かりやすく書いてあるので、大変読みやすいと感じた。

高橋教育長  
教育企画室長

計画期間と指標の設定についての質問なので、教育企画室長から説明願いたい。

委員御指摘のとおり、計画期間は10年間の計画となっているが、それを具体的な事業単位でアクションプランとして、3、4年で区切って定めているところである。

この目標指標はアクションプランに連動する形で、3年から4年位の期間を通しての指標なので、その期間が終われば、新たな目標指標を設定しても良いし、継続しても良いという制度になっている。見直しは可能である。

遠藤委員  
教育企画室長  
遠藤委員  
高橋教育長

見直しは教育企画室で行うのか、各課室で行うのか。

各課室で見直しを行う。

よろしく願います。

なお現在、第2期教育振興基本計画の策定に向けた審議会での議論も進んでいるので、本日示された御意見については、第2期教育振興基本計画の策定とそのアクションプランの策定の中で参考にしていただきたい。

(委員全員に諮って)事務局案のとおり可決する。

## 1.1 課長等報告

### (1) 平成28年度学校基本調査速報の概要について

(説明者：総務課長)

平成28年度学校基本調査速報の概要について、御報告申し上げます。

資料は、1ページから7ページである。

この調査は、国公立の別を問わず、学校に関する基本的事項である学校数、在学者数等の状況を明らかにするために、統計法に基づき、文部科学省が毎年5月1日現在で実施している基幹統計調査であり、前年度中の動きと、本年5月1日の児童生徒等の状況をまとめたものである。

県ではこの調査を震災復興・企画部統計課が担当しているが、本日は、教育委員会が所管する小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の状況を中心に御報告申し上げます。

資料3ページを御覧願いたい。

はじめに、「学校数、学級数、在学者数及び教員数」であるが、下の「表1」を御覧願いたい。

今年度の本県の学校数は、小学校は前年度から5校減少し399校、中学校は前年度と同数の213校となった。また、高等学校について増減はないが、特別支援学校の1校増加は、宮城県立支援学校女川高等学園の開校によるものである。

次に、学級数については、前年度に比べ、小学校で49学級、中学校で4学級、特別支援学校で6学級それぞれ減少している。

在学者数は、前年度に比べ、小学校で1,602人、中学校で927人それぞれ減少しており、いずれも昭和23年の調査開始以来、最低の人数となっている。高等学校は全日制・定時制を合わせて21人、特別支援学校でも32人がそれぞれ減少している。

教員数は、前年度に比べ、小学校は40人減少し7,888人、中学校は31人増加し4,985人、高等学校は全日制・定時制を合わせて39人減少し4,556人、特別支援学校は5人増加し1,538人となっている。

次に、資料5ページを御覧願いたい。

「図1及び図2」については、小学校及び中学校の1学級当たりの児童生徒数について、平成18年度か

らの推移を表したものである。小学校はほぼ横ばい、中学校は平成25年度から減少傾向となっている。

次に、資料6ページを御覧願いたい。

「図3」は、学校種別の在学者数について、昭和23年度からの推移を表したものである。

次に、資料7ページを御覧願いたい。

中学校及び高等学校の「卒業後の状況」であるが、中学校の卒業者の状況として、「図4」のとおり、進学率は99.2%で、前年度と同率となっている。

また、高等学校の卒業者の状況について、「図6」のとおり進学率は49.5%で前年度より0.7ポイント上昇しているが、全国平均に比べ5.4ポイント下回っている。続いて、「図7」の就職率は24.4%で、前年度より0.5ポイント上昇しており、全国平均に比べ6.6ポイント上回っている。

なお、前年度までの調査項目として、小・中学校等における不登校などの「理由別長期欠席者数」があったが、他の調査との重複は正を図るため、従来から文部科学省で実施されている「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」に一本化して調査されることとなり、今年度の学校基本調査より調査項目から除外されている。

本件については、以上である。

( 質 疑 )

奈須野委員 資料3ページの表1で、仙台市との関係もあると思うが、中学校の学校数に変わりはなく、学級数が4学級、在学者数も927人減っているのに対して、教員数が31人増えているのはどうしてか。

総務課長 特別支援学級の学級数などが影響しており、それに伴って教員数等も影響していると考えている。

奈須野委員 通常学級が減って、特別支援学級が増えた分が、教員数の増になっているという理解で良いか。一方、小学校も学級数と在学者数が減っているが、こちらは教員数も減っているがどうしてか。

総務課長 中学校については、特別支援学級の増による要因と、仙台市においては、いじめ対策のための加配等により40人程度増えていることも要因として考えられる。

小学校については、学級数と一学級あたりの人数などが微妙に関係しており、また自然増減等の関係もあるので、そうした複合的な要因により、このような数値になったと分析している。

奈須野委員 教員数について、仙台市への加配を考慮しても、仙台市は増加傾向、他市町村は減少傾向という状況は見られるのか。

総務課長 手元に正確なデータを持ち合わせていないが、一般論としては、児童生徒数の増減に比例して、そうした傾向は見られると思う。

ただし、仙台市の場合、2学級や3学級以上の学級が多いので、それは標準法の枠の中で学級数は決まってくるが、郡部の方では10人学級や20人学級もあつたりするので、そうしたことも影響があると考えられる。

また、教員定数の関係については、来年4月からは県費負担教職員の税源移譲の話があり、仙台市へ全て移譲するとの動きも出ているので、その部分については宮城県教育委員会と仙台市教育委員会との間で、現在調整を進めている状況である。

## (2) 公立学校施設の耐震改修状況調査の結果について

(説明者：施設整備課長)

「公立学校施設の耐震改修状況調査の結果について」、御報告申し上げます。

本件については、7月26日に、文部科学省から平成28年4月1日現在の実施状況について公表されたものである。

我が県の耐震改修状況と併せて、その概要について御説明申し上げます。

資料は、8ページから16ページである。



資料8ページを御覧願いたい。

はじめに、「1 校舎等の耐震対策の実施状況」について、近年の推移が分かるように、それぞれ3か年分のデータを、「非木造」と「木造」に分けて記載している。

平成28年4月1日現在の我が県の耐震化率について、「非木造」の施設については全国平均を上回っており、「壁」、「柱」、「床」、「梁」、「屋根」等のいわゆる構造体の耐震化に対する我が県の取組は着実に進んでいる。

未達成は、気仙沼市、柴田町、涌谷町の3市町で、他の32市町村においては、耐震化率100パーセントを達成している。

県内各市町村における構造体の耐震改修状況については、10ページから12ページに記載のとおりであるが、ここでは、未達成の3市町の今後の見通しについて、簡単に御説明申し上げる。

まず、柴田町については、非木造の小学校2棟について、耐震性が不足している恐れがあることが判明したため、再度診断し、補強工事が必要である場合には、平成29年度に着工する予定である。

次に、涌谷町については、1つの小学校の非木造の屋内運動場いわゆる体育館が残っている。町では平成28年4月に2つの小学校を統合し、耐震上問題のない旧中学校校舎を統合小学校の校舎として利用することとしていたが、旧中学校校舎にアスベスト含有建材が使用されていることが判明し、アスベスト撤去工事が完了するまで利用できなくなったものである。この撤去工事及び校舎利用に向け、必要な工事は今年度末までに完了する予定であり、問題の体育館は、平成28年度末には使用されなくなる見込みである。

気仙沼市については、小中学校で非木造1棟と木造1棟が残っている。木造の建物については、現在、常時錠し、児童生徒が立ち入れない状態となっている。気仙沼市では、今後進められる学校の統合時に対策を講じることを予定している。また、非木造の屋内運動場については、学校敷地に仮設住宅が建設されているため、大型重機が入れないことなどにより、現在のところ、耐震化の時期は明確になっていない。

また、県立高校のうち16棟については、耐震診断を実施していないが、いずれも付属棟などであり、老朽化に伴う改築等により、解体を予定しているものである。

耐震診断対象のその他の棟は、全て対策を完了している。

資料9ページを御覧願いたい。

「2非構造部材の耐震点検・耐震対策の実施状況」について、御説明申し上げます。

屋内運動場等とそれ以外の施設に分けて、全国と比較する形で記載している。

はじめに(1)の屋内運動場等の実施率であるが、屋内運動場の他、武道場、講堂、屋内プールを対象として、特に、落下防止対策が必要な吊り天井を有する施設と有しない施設に分けている。

吊り天井についての耐震対策については、我が県を含め全国的に低調な状況にある。これは、各自治体とも校舎等の構造体の耐震化を優先して整備していること、また、防衛省の補助が入っている市町においては、防音対策との関係で、単純に撤去できないなどの制約があること等が、主な要因ではないかと考えている。

高等学校については、46棟のうち43棟が県立高校であるが、今年度末までに3棟の耐震対策を実施することとしている。引き続き、必要な対策を計画的に実施してまいる。

(2)屋内運動場等以外の施設については、全ての学校区分において、我が県は全国平均を上回っている状況である。

非構造部材の耐震対策に関する県内市町村の実施状況については、資料13ページから16ページに記載しているので、後ほど御覧願いたい。

文部科学省においては、平成27年度までに学校施設の耐震化及び吊り天井を含む、非構造部材の耐震化100パーセント達成を目標としていたが、全国では、なお1,654棟が吊り天井の耐震対策が未了であり、引き続き早期の耐震化完了を目指し、市町村の負担軽減のための財政支援措置を図るとともに、文部科学省職員が県教育庁職員とともに、直接市町村を訪問して助言を行うなど、重点的な取り組みを行っている。

県教育委員会としても、引き続き、構造体及び非構造部材の耐震化100パーセント達成に向け、市町村の取組に対し助言を行うとともに、十分な支援がなされるよう、国へ引き続き働きかけてまいる。

本件については、以上である。

( 質 疑 ) | 質疑なし

### (3) みやぎ総文2017・南東北インターハイ開催300日前PRイベントの開催について

(説明者：全国高校総体推進室長)

「みやぎ総文2017・南東北インターハイ開催300日前PRイベントの開催について」御説明申し上げます。

資料は、17ページ及びチラシである。

平成29年夏に開催される「第41回全国高等学校総合文化祭(みやぎ総文2017)」及び「平成29年度全国高等学校総合体育大会(南東北インターハイ)」について、開催300日を前に、両大会の主催生徒委員が中心となり、大会の開催概要と芸術文化・スポーツの魅力を広く県民に周知するため、カウントダウンイベントを実施する。

開催日と会場は資料に記載のとおり、9月11日、日曜日に、仙台市泉区の「アリオ仙台泉」で実施する。

今年3月に、「イオンモール名取」で開催した500日前PRイベントに続き、2回目のイベントとなる。

イベントでは、高校生による文化・スポーツ活動のステージ発表を行い、主催生徒委員によるPR活動を行う予定である。また、特別ゲストとして、ロンドンオリンピックフェンシング団体銀メダリストの千田健太氏をお招きし、インターハイ出場時の思い出などをお話しいただく予定となっている。

このほか、県内の高校生が制作した芸術作品や、両大会の紹介パネル等を会場施設内に展示することとしている。

委員の皆様にも、当イベントの周知に御協力いただき、御都合がよろしければ、是非、会場まで足をお運びいただき、御覧いただくようお願い申し上げます。なお、来年4月には100日前イベントを開催する予定としている。

本件については、以上である。

(質 疑)

伊 藤 委 員

今年3月には500日前のイベントが行われ、今度は300日前、来年には100日前イベントが企画され、県民の皆さまにも、このみやぎ総文2017と南東北インターハイについての周知が計画的に行われていると感じる。

先月の26日には、一年前イベントとして国際交流コンサートが仙台市民会館で開催された。コンサートでは、韓国の高校生も伝統舞踊で出演され、その後、今年の開催地である広島の総文祭にも向かうと伺った。通常は海外の方をお招きした時は、必ず通訳がつくが、高校生自らが日本語と韓国語の言葉で説明していたので、大変感動した。

このような先を見込んで、相手のことをよく知ろう、学ぼうとして、相手の国の言葉で説明をしてあげるといふ紳士な態度は、相手の高校生も驚いており、嬉しそうな様子も見えたので、関係各位の努力がきちんと相手にも伝わったのではないかと高く評価したい。

#### 1.2 資料(配付のみ)

(1) 教育庁関連情報一覧

(2) 宮城県美術館特別展「ポーラ美術館コレクション モネからピカソ、シャガールへ」

#### 1.3 次回教育委員会の開催日程について

教 育 長 次回の定例会は、平成28年9月12日(月)午後1時30分から開会する。

1.4 閉 会 午後4時24分

平成28年9月12日

署名委員

署名委員